

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める
意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、法的には等しく国民でありながらも差別され、困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

そして、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためや、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨に体して、さらに具体的な行動を行い、アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、そのためにはさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後のアイヌ政策を確実に推進していく上においては、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部
科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣